

1 概要

予防計画 感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、国の基本指針〔法第9条〕に即して都道府県等が定める〔法第10条〕

背景 国の基本指針の改正に基づき、感染症に係る医療提供体制の確保や感染症の発生予防及びまん延防止のため、具体的な目標を定めた予防計画を策定し、平時からの体制確保を図ることが必要となった。

2 中間とりまとめ(案)のポイント

- **第1 感染症予防の推進の基本的な方向** p4~
 - ・事前対応型の感染症対策の体制を構築する。
 - ・連携協議会を通じて予防計画に基づく取組状況を毎年報告・進捗確認を行うことにより、PDCAサイクルに基づく検証をする。
 - ・基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、予防計画を変更する。
- **第2 感染症の発生の予防及びまん延防止に関する事項** p7~
 - ・感染症の発生の予防のために、感染症発生動向調査を中心に、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握に努める。
 - ・感染症のまん延の防止のために、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことや、積極的疫学調査を的確に行う。
- **第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究** p13~
 - ・情報の収集等を感染症対策の基本とし、県、保健所、衛生研究所等での情報の収集、分析、研究や、新興感染症の対応を行う感染症指定医療機関で知見の収集及び分析を行う。
- **第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上** p15~
 - ・感染症の発生初期の段階から検査が円滑に実施されるよう計画的な準備を行う。
 - ・衛生研究所等の各自治体の検査体制等の整備、管理に加え、一般の医療機関や民間検査機関等における検査体制等も確保する。

【数値目標】

- ▶ 検査の実施能力
- ▶ 地方衛生研究所等における検査機器の数

○ **第5 感染症に係る医療を提供する体制の確保** p17~

- ・従来の第一種・第二種感染症指定医療機関の指定に加え、協定による医療提供体制の確保を図る。
- ・協定により担保する内容は、①「第一種協定指定医療機関」が担当する病床の確保、「第二種協定指定医療機関」が担当する②発熱外来及び③自宅療養者等への医療提供、④感染症が回復した患者の転院受け入れや感染症患者以外の一般医療を受け持つ後方支援、⑤他の医療機関に医療人材を派遣する人材派遣となる。
- ・第一種協定指定医療機関は病院及び有床診療所、第二種協定指定医療機関は病院、有床診療所、無床診療所、薬局及び訪問看護事業所が担う。
- ・感染症対応を行う機関は、個人防護具等の備蓄に努めるものとする。

【数値目標】

- ▶ 病床数
- ▶ 発熱外来機関数
- ▶ 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数
- ▶ 後方支援を行う医療機関数
- ▶ 他の医療機関に派遣可能な医療人材数
- ▶ 個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関数

○ **第6 感染症の患者の移送のための体制の確保** p23~

- ・感染症の患者の移送について、発生・まん延した感染症の性状を踏まえ、必要に応じて保健所、消防機関及び民間事業者等との役割分担を行う。
- ・自宅・宿泊施設から医療機関への移送については、軽症者は保健所又は民間事業者が行い、中等症の患者は、病状や状況に応じて、保健所、民間救急事業者又は消防機関が行い、重症者は消防機関又は民間救急事業者が行う。
- ・県等は、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、役割分担及び費用負担等を協議し、必要な協定を締結する。

○ 第7 新興感染症発生時における宿泊施設の確保 p25～

- ・県が、一括して民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結することにより、平時から民間宿泊施設の確保を行う。
- ・感染症発生初期には民間宿泊業者等の協力を得られないことも見込まれるため、公的施設の活用を併せて検討する。

【数値目標】

- ▶ 宿泊施設の確保居室数

○ 第8 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備 p26～

- ・健康観察は、第二種協定指定医療機関（外出自粛者への医療提供）を始めとする医療機関や、医師会・薬剤師会・看護協会や民間事業者への委託や市町村の協力を活用しつつ、体制を確保する。
- ・生活支援は、市町村の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。

○ 第9 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針 p28

- ・知事による総合調整は、平時でも感染症対策の必要がある場合に、感染症対策全般を対象に、保健所設置市の長、市町村長、関係機関に対して幅広く行う。
- ・知事による指示は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際に、県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市の長に対してのみ行う。

○ 第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 p29～

- ・保健所や衛生研究所職員等を国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に積極的に派遣するとともに、県等は感染症に関する研修等を開催することで研修の充実を図る。

【数値目標】

- ▶ 医療機関並びに保健所職員や都道府県等職員に対する年1回以上の研修及び訓練の回数

○ 第11 保健所の体制の確保 p31～

- ・広域的な感染症のまん延防止のため、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の人員体制や設備等を整備する。

【数値目標】

- ▶ 流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数
- ▶ 即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）

○ 第12 緊急時における対応 p33～

- ・感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときに、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置や医師、医療関係者に必要な協力を求めるなどの対策を図る。

○ 第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 p35～

- ・感染症の予防又はまん延の防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重し、患者等への差別や偏見を排除する。

○ 第14 その他の感染症の予防のための施策 p37～

- ・病院、診療所、高齢者施設、障害者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、県等は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。
- ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを定める。

※ 具体的な各項目の数値目標については、予防計画の別表に記載。